

# 虻田都市計画（洞爺湖町・壮瞥町）（非線引き都市計画区域）

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### I. 都市計画の目標

#### 1. 基本的事項

##### （1）目標年次

この方針では、虻田都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

##### （2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

	市 町 名	範 囲	規 模
虻田都市計画区域	洞 爺 湖 町	行政区域の一部	約 1,235 ha
	壮 瞥 町	行政区域の一部	約 394 ha
	合 計		約 1,629 ha

#### 2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域胆振地域の西部に位置しており、洞爺湖町と壮瞥町で構成されている。市街地は、北側の洞爺湖と南側の内浦湾に挟まれた洞爺湖町虻田地区と壮瞥町にまたがる洞爺湖温泉地区を中心として、噴火を繰り返す有珠山との共存の中で形成されてきた。

産業については、主に洞爺湖、有珠山、昭和新山等の名勝地を背景として観光の町として発展してきた。

しかし、平成 12 年の有珠山噴火により市街地は大きな被害を受け、虻田地区と洞爺湖温泉地区を結ぶ線上に火口が形成され、都市が分断される形となった。

また、道路、公営住宅、学校、上下水道等の公共施設も大きな被害を受け、住民生活や観光業にも様々な影響を受けた。

今後も噴火が繰り返されると予想されることから、より災害に強いまちづくりが求められており、より安全な市街地の形成を図るため、用途地域の範囲や配置といった都市計画の見直しが課題となっている。

洞爺湖町では、これからも豊かな自然に囲まれて、次世代とともに安心して住み続けられる「まち」を創造していくこととし、「交流・連携による活力づくり」、「安全・健康・環境を重視した健康づくり」及び「協働・自立のまちづくり」を新たな視点とし、まちづくりを進める。

壮瞥町では、そうべつの資産を最大限にいかした、魅力あふれる地域を創出することとし、「豊かな暮らしのまちづくり」、「健やかな暮らしのまちづくり」、「快適な暮らしのまちづくり」及び「地域を支える人づくり」を柱とし、まちづくりを進める。

本区域の都市づくりにおいては、これらを踏まえるとともに、今後は人口減少や少子高齢化が進行することから、安全・安心で暮らしやすく、都市の防災性の向上が図られ、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

### II. 区域区分の決定の有無

#### 1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおり

である。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も小さいことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

一方、人口や世帯数については減少の傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

### Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

本区域は、3・3・1号国道37号線（国道37号）、3・4・3号眺湖通（国道230号、主要道道洞爺湖登別線）及び3・4・8号中央通（主要道道洞爺湖登別線）を基軸とし、JR洞爺駅を中心に3・3・1号国道37号線（国道37号）沿道に中心商業業務地、3・4・3号眺湖通（国道230号、主要道道洞爺湖登別線）及び3・4・8号中央通（主要道道洞爺湖登別線）沿道に拠点商業業務地を配置し、計画的に市街地の整備が図られてきた。

本区域の中心市街地においては、居住人口の減少や少子高齢化に伴うコミュニティの衰退、空き店舗・空き地等の増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失等が課題となっており、中心市街地の機能の回復が求められる。

また、産業構造の転換により既存市街地においては工場跡地等の未利用地が散見される一方、農業地域においては都市的土地利用の高まりや農業従事者の高齢化及び後継者不足等による離農で、農地の遊休化、転用等が見られ、都市機能の適切な配置が必要である。

このため、本区域においては、人口の減少、少子高齢化、有珠山噴火災害等の都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

##### ① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。
- ・専用住宅地は、JR室蘭線の東側及び珍小島地区に配置し、中低層住宅地として周辺環境や景観との調和を重視した住宅地の形成を図る。
- ・一般住宅地は、3・3・1号国道37号線（国道37号）沿道及び3・4・3号眺湖通（主要道道洞爺湖登別線）沿道に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住環境の形成及び保全を図る。

##### ② 商業業務地

- ・本区域の商業地は、中心商業業務地、拠点商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、JR洞爺駅周辺を含む虻田地区一帯に配置し、商業・娯楽・業務施設等が集積する広域的な商業拠点の形成を図る。
- ・拠点商業業務地は、洞爺湖温泉地区及び壮瞥地区に配置し、商業・娯楽・宿泊施設等が集積する観光拠点の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・3・1号一般国道37号線（国道37号）の主要幹線道

路沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

本区域の工業・流通業務地は、入江地区に配置し、各種工業施設が集積する工業拠点の形成を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・洞爺湖温泉地区の商業地については、宿泊施設や保養施設のための環境の整備・充実を図る。
- ・珍小島地区を除く洞爺湖温泉地区の住宅地については、火砕流の危険性や土地利用の動向等を踏まえ、土地利用の転換を図る。
- ・旧国道 230 号の沿道については、今後の土地利用の動向等を踏まえ、用途地域の見直し等により、周辺の住環境等と調和した適切な土地利用を図る。

(2) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域の内、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・「2000 年有珠山噴火災害復興計画基本方針」に示されている「今回の噴火の火口に近接する区域で、噴火及び泥流による直接的な被害が著しい区域」、「今回の噴火で直接被害は受けなかったが、山麓崩壊等による泥流被害の危険性の高い区域」については防災施設用地、災害遺構保存地、自然公園等として整備されており、都市的土地利用を行わない。
- ・溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている入江地区、洞爺湖温泉地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地周辺の森林は、環境維持のための緑地、治水・防災等公益的機能を果たしていることから、今後の整備計画等との調整を図りつつ、維持保全に努める。
- ・水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、防風保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・清水地区においては、老朽化した公営住宅等の建替整備を進めることとし、良好な住宅地として住環境を保全する必要がある場合は、特定用途制限地域等を定め、土地利用の整序を図る。
- ・大磯地区においては、虻田漁港大磯地区が供用され、漁港周辺においては、その機能の維持、増進を図るため、水産関連施設等の立地を促進するとともに海や自然を体験できる地区として、適切な土地利用を図る。

## 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設

#### ① 基本方針

##### a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域胆振地域の西部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めると共に、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化と共に、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方や情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は、火山活動が活発な地域であることから、防災機能の強化を観点に加え、交通施設の配置の検討を進める。
- ・既存の観光資源や交通体系を活用しながら効果的な連携を図るとともに、周遊観光の推進に必要な施策の検討を進める。

##### b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.11 km/km <sup>2</sup>	2.25 km/km <sup>2</sup>

#### ② 主要な施設の配置の方針

##### a 道路

- ・3・3・1号国道37号線(国道37号)及び国道230号を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・3号眺湖通(国道230号、主要道道洞爺湖登別線)、3・4・8号中央通(主要道道洞爺湖登別線)、3・4・9号インター通(一般道道洞爺虻田線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成すると共に高規格幹線道路である北海道縦貫自動車道へのアクセス機能を強化する。

##### b 交通結節点等

3・3・1号国道37号線(国道37号)にJR函館本線洞爺駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

## (2) 下水道及び河川

### ① 基本方針

#### a 下水道及び河川の整備の方針

下水道基本計画に基づき、上位計画である土地利用計画との調整、整合を取りながら下水道の役割である市街地の浸水対策、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る。

また、河川についても、土地利用計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

#### ア 下水道

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進する。
- ・汚水については、普及率 100%を目指すとともに、水洗化率の向上を図る。

#### イ 河川

自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

#### b 整備水準の目標

#### ア 下水道

洞爺湖町の下水道普及率は、平成 27 年(2015 年)で 85.9%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

#### イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

### ② 主要な施設の配置の方針

#### a 下水道

- ・下水処理場及びポンプ場等の主要施設は既に整備されているところであるが、今後、改築更新時にはハザードマップを参考としながら主要施設の配置検討を行う。
- ・虻田公共下水道については、下水管渠及びポンプ場を確保し入江地区に処理場を適切に配置する。

#### b 河川

板谷川を主とする河川については、各種開発事業等と調整を図りつつ、自然環境にも配慮した河川空間の活用や総合的な治水対策等に努める。

### ③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

下水道については、老朽化した施設の長寿命化を図るとともに、災害に強いライフラインの構築を目指し、主要施設の適切な維持管理及び改築更新を行う。

## (3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備等に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

### 3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、内浦湾及び洞爺湖等の水面や有珠山山麓の山地並びに丘陵樹林地が市街を取り囲み、また、市街地を貫流する中小河川を骨格とする緑地の形態を成している。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

#### (2) 緑地の配置の方針

##### ① 緑地系統ごとの配置方針

###### a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、有珠山噴火記念公園、洞爺湖温泉公園、西山火口風致公園及び噴水広場を配置する。

また、自然性に富んだ緑地や風致の維持及び良好な景観形成に資する緑地や洞爺湖の保全に努める。

###### b レクリエーション系統

日常的なレクリエーション活動に対処する緑地として、たかさご公園、中央公園、歴史公園、みんなの森公園及び緑地の適正に配置するとともに整備を図る。

###### c 防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として中央公園及び洞爺湖温泉公園を配置するとともに、緑地の適正に配置するとともに整備を図る。

###### d 景観構成系統

洞爺湖及び板谷川の河川空間及び幹線道路の道路空間等の緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。

###### e その他の系統

地域特有の歴史を有する入江高砂貝塚公園の整備を図るとともに、周辺の景観保全を行い、環境整備に努める。

##### ② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるよう配置する。

#### (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・洞爺湖町においては、都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、緑の基本計画とする。）」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。
- ・壮瞥町においては、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑の基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。